

財務省告示第五百二十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年十一月二十二日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

平成十六年十二月九日

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利率
利付国庫債券（十年）（第二百六十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替を機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資金による引受け	額面金額で四千五百十一億円	四千万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年十一月二十二日	額面金額百円につき九十九円七十四銭	年一・五パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額

の  
払  
込  
み

に  
加  
え  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
第  
十  
八  
号  
に  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
払  
い  
込  
む  
も  
の  
と  
す  
る  
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 63}{100 \times 365}$$

十  
三  
  
初  
期  
利  
子

平  
成  
十  
七  
年  
三  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
支  
払  
う  
。  
た  
だ  
し  
、  
支  
払  
期  
が  
銀  
行  
休  
業  
日  
に  
当  
た  
る  
と  
き  
は  
、  
そ  
の  
翌  
営  
業  
日  
に  
支  
払  
う  
（  
以  
下  
、  
次  
号  
及  
び  
第  
十  
五  
号  
に  
お  
い  
て  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
つ  
い  
て  
同  
じ  
。  
）

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十  
四  
  
第  
二  
期  
以  
後  
の  
利  
子

毎  
年  
三  
月  
二  
十  
日  
及  
び  
九  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
各  
支  
払  
期  
に  
お  
い  
て  
、  
そ  
の  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
る

十  
五  
  
償  
還  
期  
限

平  
成  
二  
十  
六  
年  
九  
月  
二  
十  
日

十  
六  
  
償  
還  
金  
額

日  
本  
銀  
行

十  
七  
  
元  
利  
支

平  
成  
十  
六  
年  
十  
一  
月  
二  
十  
二  
日

十  
八  
  
払  
込  
期  
日